

令和9年度入学手続案内（社会人・学士）

1. 入学手続について

入学手続を入学手続期間内に完了しない方は、入学を辞退したものとして取り扱いますのでご注意ください。

入学手続は、入学者本人又はその代理人が、手続期間内に入学手続システムでの入力と、必要書類の提出（郵送又は直接持参）の両方を行い、手続をしてください。

（注）提出いただいた個人情報につきましては青森県立保健大学個人情報保護ポリシーに基づき適正に取り扱います。詳細につきましては入学後、全体ガイダンスで説明します。

入学手続の不備については、入学手続システムからメールを送信します。入学式までの期間、入学手続システムからのメール（@e-apply.jp）を確認できるようにしてください。

(1) 入学手続期間及び受付場所

ア 入学手続期間

社会人・学士	令和8年9月18日(金)から10月1日(木)まで
--------	--------------------------

（注）土・日・祝日の受付は行いません。

イ 郵送による手続

下記宛先へ書留（簡易書留可）にて郵送し、受付最終日の午後5時必着で手続を完了してください。

なお、封筒の表面には「入学手続書類在中」と朱書きしてください。

〒030-8505 青森県青森市浜館間瀬 58-1 青森県立保健大学 教務学生課あて

ウ 直接持参による手続

受付時間：午前9時から午後5時まで

受付場所：青森県立保健大学管理・図書館棟1階事務局教務学生課

※イ又はウの手続では、本人確認のため、合格通知書及び受験票（本学）をインターネット出願サイト／入学手続システムからそれぞれ印刷し、同封又は持参により提出してください。

(2) 手続期間内に行う入学手続（紙での提出が必要な書類）

ア 誓約書・保証書

指定の様式を入学手続システムからダウンロード・印刷し、記入の上、提出してください。入試区分により、様式が異なります。

保証人は2人必要です。保証人Aは、一親等の親族（両親等）又はこれに準ずる方とし、保証人Bは、保証人Aとは別世帯で独立生計を営む成年者とします。

学生氏名欄、各保証人氏名欄はそれぞれ本人が自署し、日付を記入の上、提出してください。

イ 卒業（修了）証明書

大学等を卒業見込み又は学士の学位を授与される見込みとして出願した方については、当該大学等の卒業又は学位授与証明書（以下、「卒業証明書等」という。）の原本を提出してください。ただし、卒業証明書等を入学手続期限までに提出できない場合は、手続の際にその旨を申し出るとともに（郵送の場合はその旨を記入したメモ用紙等を同封すること）、令和9年3月15日（月）午後5時までに提出してください（郵送による提出可）。

なお、出願時にすでに提出している方もその旨申し出てください（新たに提出する必要はありません）。

(3) 入学手続システムによる手続き

以下の手続は、入学手続システムにより手続をしてください。
入学手続システムは、インターネット出願サイトと同じサイトです。

▶入学手続システム（QRコードからもアクセスできます）

<https://e-apply.jp/ds/auhw/>



ア 学生個人情報等

入学予定者本人及び保証人等について、**手続期間内に入力**してください。入学手続システムの「入学手続申込一覧」画面に掲載している、「【参考】学生個人情報等の項目」で入力する内容を事前に確認し、必要な情報を手元に準備の上、入力してください。

※「本人住所」欄の住所は、入学後の住所を入力してください。入学手続の時点で入学後の住所が決まっていない場合は、令和9年3月末までに入学後の住所をお知らせください（令和9年3月上旬を目途に、入学手続システムからメールします）。「本人住所」欄の「電話番号」は、入学予定者本人の携帯電話番号を入力してください。「マイページ登録情報」から変更できます。

※二親等以内の保証人を選任した場合は、「家族の情報」欄にも、該当する保証人の情報を入力してください。

（例）入学予定者本人・父・母・弟・祖母がいる家庭で、父を保証人Aとする場合

保証人Aの欄には父の情報、家族の情報欄には父・母・弟・祖母の情報を入力

イ 「県内者」を証明する書類（**県外者は提出の必要はありません。**）

入学料の決定にあたり、次に掲げる区分に応じて提出が必要な書類があります。書類は、スキャンデータ又は撮影したデータを、入学手続システムへのアップロードにより提出してください。

※「県内者」とは、本人又はその配偶者若しくは一親等の親族が入学の日の1年前から引き続き青森県内に住民登録を有する者をいいます。

「県内者」を証明する書類

	区分	提出書類
①	本人が入学の日の1年前から県内の同一市町村に住所を有する場合	本人の「住民票抄本」
②	本人が入学の日の1年前から県内に住所を有し、当該1年以内に2以上の市町村に住所を有した場合	本人の「住民票抄本」 及び 、それ以前（1年以内）の住所地の「除かれた住民票（除票）」 又は 本人の「戸籍の附票抄本」
③	本人が県外に住所を有し、本人の配偶者又は一親等の親族（父・母）が、入学の日の1年前から県内の同一市町村に住所を有する場合	配偶者又は一親等の親族の「戸籍謄本」 及び 「住民票抄本」
④	本人が県外に住所を有し、本人の配偶者又は一親等の親族（父・母）が、入学の日の1年前から県内に住所を有し、当該1年以内に2以上の市町村に住所を有した場合	・配偶者又は一親等の親族の「戸籍謄本」 及び ・配偶者又は一親等の親族の「住民票抄本」 及び それ以前（1年以内）の住所地の「除かれた住民票（除票）」 又は 、「配偶者又は一親等の親族の「戸籍の附票抄本」
⑤	本人が外国人で入学の日の1年前から県内に住所を有する場合	本人の「住民票抄本」
⑥	その他、事情を勘案すると県内者と見なすことができる方である場合	当該事情を証明することができる書類

ウ 学生証用写真

以下を確認し、入学手続システムにカラーの写真データを、位置や大きさを調整の上、アップロードしてください（学生証、実習用名札等に使用されます）。

- ・ファイル名を「受験番号 氏名」とすること。
- ・ファイル形式は「J P E G」又は「P N G」とすること。
- ・最近6か月以内に撮影したものとすること。
- ・正面、無帽、無背景で鮮明なものとする。
- ・両腕は下ろしていること（自撮りでも可とするが、その場合腕が前方に出ないこと）。

エ 健康調査

健康管理は自己の責任においてなされるべきものですが、大学の性質上、本学としても皆さんの現在の健康状態や既往歴について把握しておく必要がありますので、入学手続システムから入力してください。入学手続システムの「入学手続申込一覧」画面に掲載している、「【参考】健康調査の項目」で入力する内容を事前に確認し、必要な情報を手元に準備の上、入力してください。

なお、本調査は個人の健康に関わるものですから、その取扱いにつきましては十分に配慮いたします。また、既往歴の有無により学内外における実習などに支障をきたすことはありませんので、念のため申し添えます。

オ 予防接種記録調査

入学後、皆さんは実習のために病院や施設などに出向く機会が多くなります。入学手続システムの「入学手続申込一覧」画面に掲載している、「予防接種記録に関して」に目を通し、入学手続システムから入力してください。入学までの間に予防接種が必要な人は可能な範囲で接種を済ませるようにお願いいたします。

なお、予防接種歴の確認のため、母子手帳等の必要箇所をスキャン又は撮影し、データを入学手続システムへアップロードする必要があります。そのため入学手続システムに入力する前に、母子手帳等を手元に準備してください。詳しくは、「予防接種記録に関して」を確認してください。

(4) 入学手続システムを通じた支払い

以下の費用について、入学手続システムを通じて、支払手続を行う必要があります。

なお、支払いにあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・納付が必要なすべての費用を合算した金額で支払手続を行います（県内外、学科により自動集計された金額が表示されます）。
- ・支払方法選択後に発行される手続情報は、発行日を0日とし、3日目が支払期限となります（入学手続期限日から逆算して3日に満たない場合は、入学手続期限日が支払期限となります）。これを超過すると、支払いを行うことができません。
- ・30万円を超える振込の場合、コンビニ払いを利用することはできません。

ア 入学料

入学手続期間内に、入学手続システムの案内に従って、下記の該当する区分に応じていずれかの金額を納付してください。

ア	県内者	225,600円
イ	県内者以外の方	338,400円

（注1）「県内者」「県内者以外」の区分は「1（3）イ「県内者」を証明する書類」を参考にしてください。

（注2）「高等教育の修学支援新制度」（2（1）イを参照）対象者であっても、入学手続時に入学料納入は必要となります。

（注3）入学辞退等の理由による入学料の返還はいたしませんので、ご注意ください。

イ 学外実習費

学生の学外実習に係る費用の一部を学外実習費として徴収しております。学科に応じていずれかの金額を納付してください。

区分			金額
学外実習費	学部学生	看護学科	3 1, 0 0 0円
		理学療法学科	3 2, 0 0 0円
		社会福祉学科	1 4, 0 0 0円
		栄養学科	6, 0 0 0円

ウ 後援会費の納付

本学では、学生の実習、卒業研究、福利厚生事業や課外活動等を援助し学生生活の充実を図るため、保護者を会員とした「青森県立保健大学後援会」を設立しております。

会費は、入学生1人につき50,000円（4年間分）です。この後援会制度は、他の大学でも同様に設立されており、会費も同程度のものとなっております。

エ 傷害保険料・賠償保険料

本学では、学生が教育研究活動中の事故により身体に傷害を被った場合の補償及び学外実習等で患者さん等にケガをさせてしまった場合の補償のため、本学指定の保険に学生全員に加入していただくこととしています。

保険のパンフレット等については、保険会社のホームページをご覧ください。ただし、令和9年度版のパンフレットが掲載されるまでは、令和8年度版をご覧ください。令和9年度版のパンフレットは、入学後に配布する予定です。

▶保険会社ホームページ（QRコードからもアクセスできます）

<https://www.medic-office.co.jp/will/brochure/>

▶保険料等

保険区分	保険名	保険料	加入期間
傷害保険・賠償保険	総合保障制度 Will タイプ: Will 2	18,000円	4年間

※令和8年度の保険料です。令和9年度の保険料に変更があった場合は、追加徴収又は返金について、別途ご案内します。



(5) その他の手続き

ア 預金口座振替依頼書の作成について

本学の授業料納付は、学生本人名義の預金口座からの口座振替により行います。出願時に登録された住所あてに必要書類を送付しますので、その指示に従って作成し、提出してください。

イ 同窓会費の納付

本学では、卒業後、卒業生相互の親睦を図るため、卒業生を会員とした「青森県立保健大学同窓会」を設立しております。

学科別に活動しており、会費は入学生1人につき10,000円（終身会費）です。入学式、卒業式の贈呈品や研修会の開催、公式LINEアカウントの運用等に活用しています。この同窓会制度は、他の大学でも同様に設立されており、会費も同程度のものとなっております。

会費納入方法については、ア. 授業料に係る預金口座振替依頼書と併せて自宅に送付される文書「青森県立保健大学同窓会から会費納入のお願い」をご確認ください。

2. その他の費用等

(1) 授業料

入学後の授業料は以下のとおりです。

ア 金額

区分	金額	令和9年度口座振替日（予定）
前期分	267,900円	令和9年5月27日
後期分	267,900円	令和9年10月27日
計	535,800円	

（注）入学辞退が入学式以降となった場合、前期分授業料の納入義務が発生する場合がありますので、ご注意ください。

次の「イ」による授業料等減免申請者については、減免の可否が決定された後、所要の金額を納入していただくこととしており、減免の可否が決定されるまでは、口座振替を行いません。

イ 「高等教育の修学支援新制度」による授業料等の減免について

令和2年度からの「高等教育の修学支援新制度」の導入に伴い、制度の要件に該当する大学等に修学する者に対し、授業料・入学料の減免が適用され、本学も本制度の対象校です。

詳細な手続き等に関しては、入学式の案内とともに、本学ホームページに掲載します（令和9年3月上旬頃に掲載予定）。

(2) 教科書代

入学後、場所を設けて教科書販売を行います。

教科書購入代金は学科・選択科目等により異なります。詳細は各学年の学科別ガイダンスにおいてお知らせ（資料配付）します。

(3) 実験実習費等

実験実習費として、白衣、交通費、宿泊費等の経費が必要となります。

【参考】

看護学科の場合、実習経費は、ユニフォーム、ナースシューズ、聴診器等の購入費を含み、4年間で平均10万円程度かかります。

3. 令和9年4月の主な行事（予定）

令和9年4月に、次の行事を予定しています。

日程等の詳細については、令和9年3月上旬頃に改めてお知らせします。

- (1) 入学式
- (2) 健康診断
- (3) 全体ガイダンス
- (4) 学科別ガイダンス
- (5) 新入生研修